

弊社に対する措置命令について

平成24年9月6日

株式会社ケンユー
代表取締役社長 占部明雄

弊社は、本日、消費者庁より、平成23年4月から平成24年3月までの間弊社が製造し販売した「ネックール4」（以下「本件製品」といいます。）について、不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客様をはじめ、お取引先様ならびに関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

弊社はこれまで、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、法令等を遵守した表示を行なうよう徹底しており、本件製品につきましては、公に定める表示基準や試験基準等が存在せず、複数の試験結果を踏まえて表示を行っており、現在まで、消費者の方からのクレームを受けたことはございませんでしたが、弊社と致しましては、今回の措置命令を厳粛に受け止め、これを機により一層のコンプライアンスの徹底と信頼の回復に取り組んでまいり所存です。

記

1. 措置命令の内容

弊社が、次の対象製品を一般消費者に供給するに当たり、平成23年4月から平成24年3月までの間、商品パッケージの裏面において、「用途例 炎天下の作業に 暑い屋内での作業に スポーツ・レジャーに」と記載した上で、「●猛暑炎天下、首筋に心地よい冷感を与えます。 ●氷結するジェル袋は保冷時間が長く約2時間30分冷感を保持します(使用状況等により冷感時間は異なる場合があります)。」と記載していたところ、夏季の晴天時に人が装着して屋外で軽い運動を行った場合の本件商品の効果持続時間は、2時間30分を相当程度下回るものであり、かかる表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであるとされました。今回の措置命令は、上記の事実を一般消費者に周知徹底するなどの措置を講じるよう命じられたものです。

2. 対象製品

ネックール4（平成23年4月から平成24年3月まで）

以上

（お問合せ先）

株式会社ケンユー お客様相談室

電話：084-954-2600

（受付時間：9時～17時 月曜日～金曜日（祝祭日除く））